

茨木市と学校法人大阪医科大学との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、茨木市（以下、「甲」という。）と学校法人大阪医科大学（以下、「乙」という。）が、教育、研究、医療、保健、健康づくりなどのさまざまな分野において、積極的に連携を行い相互に協力することにより、甲及び乙の発展・充実に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的実現のために、次の事項について協議の上、連携及び協力する。

- (1) 教育及び医療の人材育成に関する事項
- (2) 地域医療・救急医療・災害医療の充実に関する事項
- (3) 健康づくりの推進に関する事項
- (4) 保健福祉の向上に関する事項
- (5) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

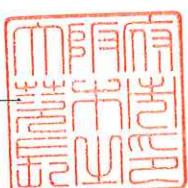
第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の内容その他の事項については、両者が協議して別途定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各々1通を所持する。

令和元年5月16日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長 福岡 洋



乙 高槻市大学町2番
学校法人大阪医科大学

理事長 植木 實

